

公益財団法人 えどがわボランティアセンターへの団体登録に関する基準（必要要件）

1 登録要件

ボランティアセンターに登録できる団体は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 主に江戸川区内でボランティア活動を行うこと。
- (2) 5名以上の会員を有し、その活動内容について、ボランティアセンターのホームページを通じて情報提供できること。
- (3) 年度終了後、年間の活動状況をボランティアセンターに報告できること。

2 手続き

ボランティアセンターに登録を希望する団体は、団体登録申請書に必要事項を記入し、次の書類を添えてボランティアセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 年間活動計画書

3 期間

- (1) ボランティアセンターに登録された団体（以下「登録者」という。）の有効期間は、2年とする。ただし、年度途中の登録者は各々の有効期間の中で別に定める。
- (2) 継続して登録しようとする団体は、登録期間終了日までに、団体登録更新申請書を理事長に提出するものとする。

4 登録の除外

次のいずれかに該当する団体及び個人は、ボランティアセンターへの登録対象としない。

- (1) 政治団体若しくは特定の政党を支持し、又はこれに反対するための活動を目的とした団体及び個人。
- (2) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者、当該候補者になろうとする者、若しくは公職にある者を支持し、又はこれに反対するための活動を目的とした団体及び個人。
- (3) 宗教団体又は宗教のための活動を目的とした団体及び個人。
- (4) 暴力行為を正当としている団体、又は過去に暴力行為の事実のある団体及び個人。
- (5) 営利団体又は営利活動を目的とした団体及び個人。

5 禁止行為

登録者は、ボランティア活動中に次の行為を行ってはならない。

- (1) 政治活動と認められる行為。
- (2) 宗教活動と認められる行為。
- (3) 営利活動と認められる行為。
- (4) その他、ボランティアとして適正を欠く行為。

6 登録の取消

理事長は、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (2) 登録内容に虚偽の申し出があったとき。
- (3) 登録者が上記1に定める要件を満たさなくなったとき。
- (4) 登録者が上記4に定める禁止行為に触れる行為を行ったとき。
- (5) 登録者との連絡が取れなくなったとき。
- (6) 登録更新の手続きを行わなかったとき。

7 登録変更届

登録者は、ボランティアセンターに届け出た登録申請の内容に変更が生じたときは、速やかに指定の様式（「ボランティア団体登録抹消届」、「登録団体名称変更届」、「団体代表・連絡責任者変更届」）で理事長に届け出なければならない。